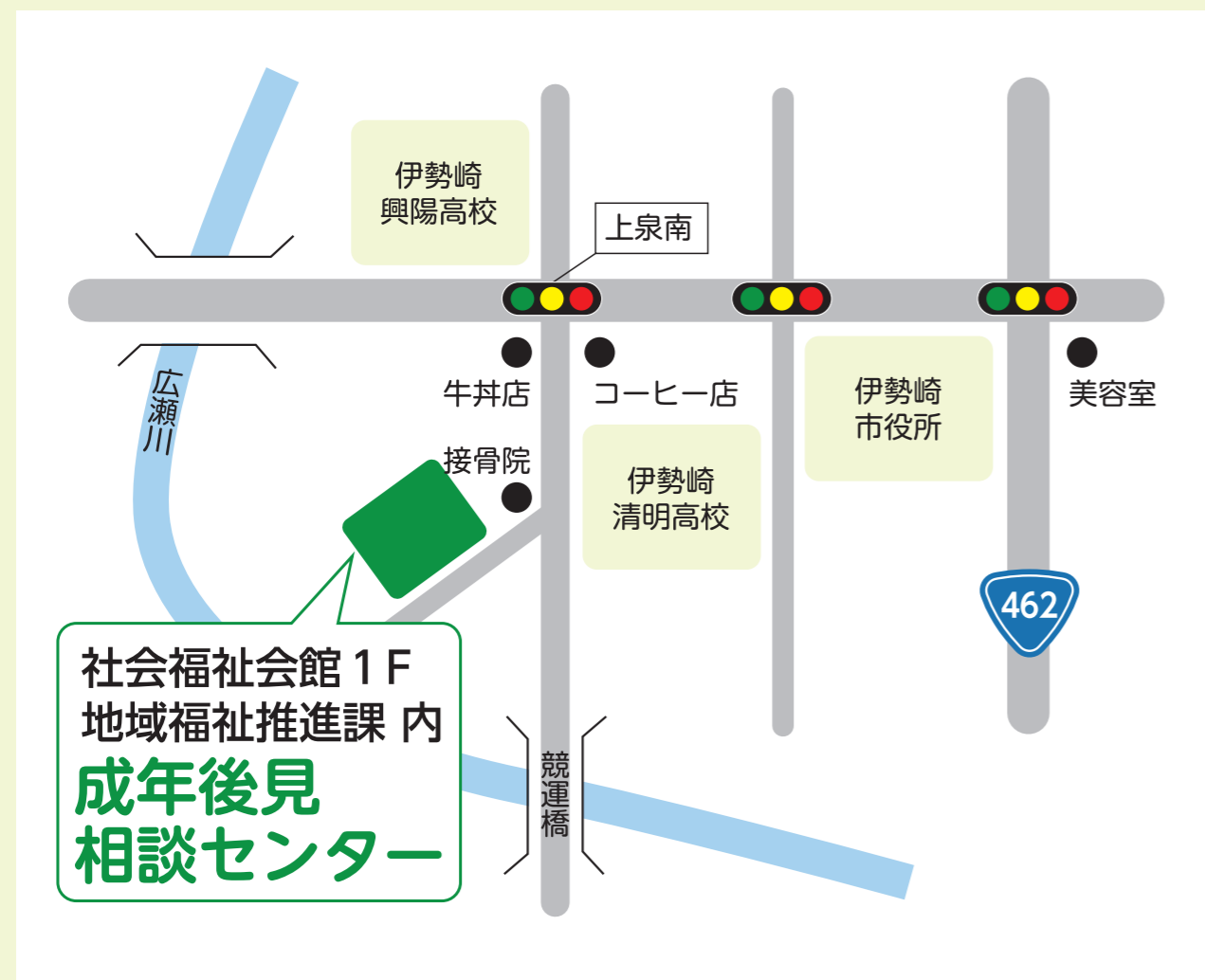



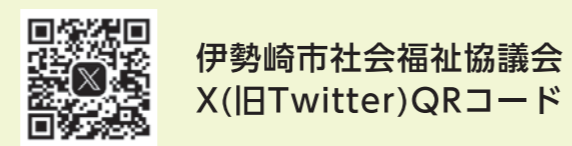
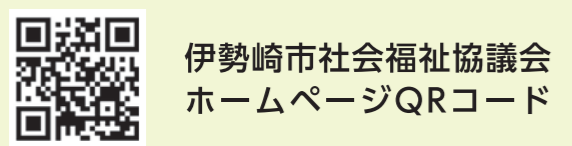
伊勢崎市 成年後見相談センター



【お問合せ先】

 社会福祉法人 伊勢崎市社会福祉協議会
伊勢崎市成年後見相談センター

〒372-0045
伊勢崎市上泉町151 (伊勢崎市社会福祉会館 1階)
TEL:0270-25-4546
E-mail:i-shakyo-kouken@ise-shakyo.or.jp





こんなお悩み ありませんか？

- 将来、家族や自分が認知症になったとき、お金の管理ができるか心配
- 利用を勧められたけど、成年後見制度ってどんな制度？
- 自分に何かあったとき、障害がある子どもの将来が心配



成年後見制度に関すること ご相談ください

当センターでは、市内在住の方、市内在住のご親族や関係者等からもご相談をお受けします。

成年後見制度とは

認知症・知的障害・精神障害等によって、ひとりでは日常生活に不安のある方のいろいろな契約や手続きをする際に選ばれた後見人等がお手伝いする制度です。

成年後見制度には2つのタイプがあります。

すでに判断能力が低下している人
のための **法定後見制度**

今は元気だけど将来的に判断能力が低下した
場合に備えるための **任意後見制度**

	法定後見制度	任意後見制度
対象	認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断することが十分でない方	現時点で、判断能力がある方
手続き	申立人が家庭裁判所に申立てを行います。	本人が公証役場で公正証書を作成します。
内容	判断能力の程度によって、変わります。	本人が公正証書に定めた内容になります。
後見人	家庭裁判所が選任します。	本人が選ぶことができます。
監督	家庭裁判所が監督します。	判断能力が低下した後、家庭裁判所が選任した任意後見監督人が監督します。

センターで行っていること

- 相談窓口 ●専門相談 ●周知啓発 ●利用促進

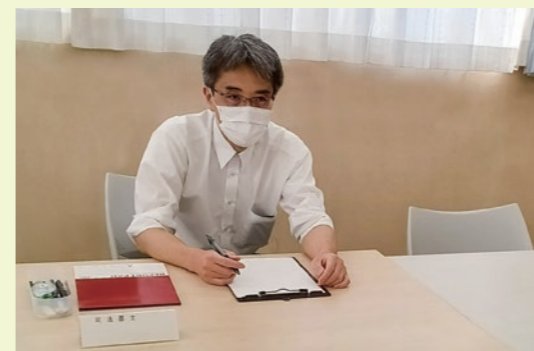
成年後見制度に関する相談をお受けしています。

【センター職員による無料相談】

【専門職による無料相談】※事前予約制

受付時間	月曜日～金曜日 9:00～16:30 (土日・祝日・年末年始を除く)
方法	来所・電話・訪問・メール
場所	伊勢崎市社会福祉会館 1階 地域福祉推進課

日時	月1回 第3または第4水曜日(予定) 14:00～16:00
対応専門職	弁護士・司法書士・社会福祉士
場所	伊勢崎市社会福祉会館 3階相談室
予約方法	来所・電話・メール
相談方法	来所
相談内容	成年後見制度に関するご相談 (相続問題や消費者被害等 だけの相談はできません)
その他	詳細に関しては 地域福祉推進課 成年後見担当まで



※日程等は「本会HP」または「公式X」にて掲載

【周知啓発・利用促進】

成年後見制度普及や正しい理解のために、リーフレット・ハンドブックの作成配布や研修会を開催しています。

申立て書類の説明や配布等の支援も行っています。



成年後見制度ハンドブック
本会 HP からダウンロード可
冊子希望の場合は、
成年後見担当まで



伊勢崎市社会福祉協議会
成年後見制度利用促進事業
ホームページQRコード

当センターは、伊勢崎市から委託を受け、成年後見制度に関する支援機関として、広く周知啓発等を行い、成年後見制度の利用促進を図るとともに、円滑な制度運営を行うことを目的としています。